

令和6年 第1回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和6年1月16日(火)午後3時30分 市役所 8階 全員協議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 加茂龍雄 江間栄作 中村金夫
足立侑律 袴田博子 根木常次 岡本純 山中秀三 杉山誠
後藤剛 中安千秋 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司 井上保典
伊藤安子 小柳守弘 鈴木要

欠席： 平尾温己 横井典行 内山進吾

3. 出席した農地利用最適化推進委員

池谷芳夫 長谷達巳 岡野慶春 袴田莊一 中村勝行 賀茂秀治 松井厚 金原和則
高橋成章 増井尚志 中津川雅三 岡本三博 山下峰與 竹内行男 安間利和
諸鍛治幹照 岩崎幸彦 竹内好和

4. 出席した事務局職員

鈴木智久 齋藤和也 石川宗明 縣弘之 奥山英洋 吉山和志 渡邊光二 富永幹人
青木善敬 加藤裕 池谷定康 大石真暉 刑部智美

5. 審議事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について
第2号議案 農地法第4条の規定による許可について
第3号議案 農地法第5条の規定による許可について
第4号議案 非農地証明について
第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
第6号議案 農用地利用集積計画の決定について

6. 報告事項

報第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第5号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
報第6号 農地の地目変更登記に係る報告について

7. その他

議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
ます。

それでは、只今から令和6年第1回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席人数ですが、24名のところ20名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。また、本日の欠席者ですが議席番号4番の平尾温己委員、議席番号8番の横井典行委員、議席番号12番の内山進吾委員でございます。なお、議席番号17番の中安委員は出席と聞いておりますので、遅れているものと思われま

す。なお、会議中は携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

会長 それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。
皆さま、こんにちは。先だって1日の能登沖地震で亡くなられた方、また、被害にあわれた方、お悔やみを申し上げます。この件につきまして、全国農業会議所から県を通じて義援金のお願いがきました。農業委員につきましては、親睦会費から1人につき千円出させていただきます。推進委員につきましては2月、3月の調査会を通じてご協力をお願いしたいと思います。

それでは、あいさつという形で進めさせていただきたいと思います。本日は1月の第一回の総会ということで、新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。また、本日は推進委員の皆さまにも出席いただきながらの総会となっておりますが、ご存じのように、推進委員、私たちも含めてですが、1期3年、なった時からコロナで、ソーシャルディスタンスで一か所に集まることもままならぬところからスタートしました。本当に2年半の間、苦勞を掛けてしまい、思うような活動もできないという歯がゆい思いもしておりますが、残り任期、勇退される方、継続なさる方、いらっしゃると思いますが、あと半年、職務を全うしていきたいなど、私自身正月明けから思っておりますので、皆さま、ご協力をお願いいたします。

また、本日、農業委員と推進委員が一つとなって、このように総会をやるということは、ほかの市町では、一緒に参加するということもあるようです。農業委員会法で考えますと、農業委員と推進委員とで農業委員会となっております。そういう地区もありますが、浜松はご存じのとおり、東西南北大変大きく、また、地域によって活動内容、抱えている課題もありますので、地区調査会を重視しております。地区調査会で協議をしたり、もんだ話が総会に出てくるということになっていきます。やはり、浜松はそのような特色を生かしながら、地区調査会に私もかなり期待しておりますので、協議、活動をしっかりやっていただければ嬉しいなと思います。

また、最後になりますが、1月の総会の時には、オフィシャルではなく、個人の活動を何をしようか考えております。今年は地域計画等で農地の集積、集約が進んでも、それを担う担い手がいないと、全然話になりません。やはり両輪の輪、農地があって担い手があることが農業であります。私の今年の目標といたしましては、担い手確保、確保とあえて声を大にしたのは、育成というのは、できた人を成長させたり見守っていくこととなりますが、まずは、農業の担い手をつくる、確保の時点からやはりやっていかないとかな

か前に進まないのではないかと感じております。ですので、私個人はいろいろな会合に出たり、農業委員会では担い手確保ということでやっていきたいと、そういうスローガンを私に課しています。どこかの監督ではございませんが、負けてたまるか大作戦という、あのような形で声を大にして頑張って今年一年やっていきたいなと思っておりますので、皆さまももし、そういう機会がありましたら、担い手の確保にご協力をいただければ幸いですと思ってしております。大変長い話になってしまいましたが、あいさつとさせていただきます。

それでは、令和6年第1回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それではここからの進行は、議長として松島会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号5番の加茂龍雄委員、議席番号6番の江間栄作委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。第1号議案「農地法第3条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

青木 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号1番外60件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が37件、贈与に係る案件が5件、使用貸借に係る案件が8件、区分地上権に係る案件が11件でございます。また、新規の方は4件です。

それでは整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案2ページから4ページ、地区「湖東」、整理番号7番から23番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、[]に本社を置き、[]を行っている、[]
[]でございます。現在、利用権で借りている申請地を売買により取得し経営安定を図りたく、申請に至ったものでございます。申請地は、[]の畑29筆で、許可後は、洋菊の試験栽培を行っていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡瀬 蒲・和田・長上地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江間 湖東地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中 村 庄内地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員が欠席しておりますので、私からご報告いたします。

篠原・舞阪地区調査会で審議した結果、特に問題がないとの報告を受けています。
続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足 立 芳川・飯田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 細江地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉 山 引佐地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中 安 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、中瀬・赤佐・鹿玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・鹿玉地区調査会で審議しました。53番について、調査員から厳しい指摘がありまして、水の行き場のない畑ということの指摘でして、事業者に対して課題についてクリアするよう求めましたところ、本日までに改善の方策が示されましたので、良としています。54番も同様に問題がないわけではございませんが、調査会としては、経過を見るということも含めまして、今日のところはご承認いただきたいと思っております。

議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。
水 崎 春野地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(森島委員、挙手)

議 長 はい、森島委員。
森 島 教えてもらいたいと思っております。[]ということもありまして、7番からはじまる []について会社の概要の説明をお願いします。

議 長 事務局、説明をお願いします。
吉 山 []ですが、[]で平成23年に創業された会社になります。親会社はオランダで99%出資しております。[]をやられている会社になります。今回、[]は撤退して[]に拠点を移しまして、1.4haほどですが農地を借りておりましたが、今回取得して経営安定を図るとい形になります。以上です。

森 島 農地所有適格法人になったのはいつですか。

議 長 はい、事務局。

吉 山 こちらの法人ですが、適格法人ではありません。農地の所有は基本的には適格法人でなければダメなのですが、この法人については試験研究のための 3 条の例外での取得となります。

森 島 試験研究のための農地所有ということで、3 条の例外規定ということですが、浜松で同様の事例は過去にありましたか。

議 長 はい、事務局。

吉 山 取得は初めてかと思われます。

森 島 この会社についてどうこう言うものではありませんが、3 条の例外規定は不勉強で初めて知りました。そういうことも含めて、申請の妥当性について判断するとき、例外規定を取り扱う時、今後にわたって大丈夫だ、という担保はどういうかたちでとっていますか。

吉 山 平成 23 年に■■■■で始めた時から事業内容に変わりはありません。ここ数年、取得について、事業者から聞き取りもしておりますし、認定法人になっていますので、そういった形では確認もとれています。担保といわれますとなかなか難しいかとは思われます、今後の話になりますので。現状、販売をしていくというものではなく、あくまで試験圃場での運用という形になるかと思えます。

森 島 議長。

議 長 はい、森島委員。

森 島 湖東地区ですので、江間さんのところだと思うのですが、当然ご専門の方々が多い地域でございますから、菊の幼苗の育成ということであれば当然地元の方々もかかわりのある会社であろうかと思えますので、この件は問題ないと思えます。今後このような例外対応という課題については、地元とどうかかわっていく会社か、許認可の時の重要な要素になるのではないかと思います。菊との関係は湖東地区ではミスマッチではないので異論は申しませんが、今後慎重に取り扱われるべきものだと指摘して終わります。

議 長 その他、ございますでしょうか。

(質疑なし)

議 長 それでは採決いたします。第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 11 ページをご覧ください。第 2 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

青 木 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号 1 番外 1 件でございます。

転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が 1 件、貸駐車場が 1 件でございます。また、

農地区分別の内訳は、第3種農地が2件でございます。

なお、是正案件は1番です。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、積志地区調査会の平尾委員が欠席しておりますので、私からご報告します。積志地区調査会で審議した結果、特に問題ないとの報告を受けています。続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加茂議長 入野・神久呂・雄踏地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第2号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないものと認め、承認することといたします。
次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋藤議長 それでは、お手元の議案13ページをご覧ください。第3号議案「農地法第5条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

加藤議長 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号1番外76件でございます。
転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が39件、農家住宅・農業用施設が4件、事業用の建物関連が3件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が11件、太陽光発電が6件、営農型太陽光発電が10件、一時転用が4件でございます。

また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が13件、第1種農地が13件、第2種農地が13件、第3種農地が38件でございます。

なお、是正案件は整理番号9番、54番、75番でございます。

また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、議案20ページ、地区「都田」、整理番号49番をお願いします。

浜名区都田町の畑4,996㎡について、流通業務施設を設けたいという申請でございます。申請者は、XXXXXXXXXXに本社を置き、XXXXXXXXXXを営む法人です。働き方改革関連法により、ドライバーの時間外労働時間に規制が設けられることになり、長距離トラックの輸送ルートである東京・大阪間に中継拠点を設け、ドライバーの労働条件・労働環境の改善を図りたく申請に至ったものでございます。申請地はXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXに位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第3種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、駐車場、洗車場、給油所、緑地等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。申請地はアスファルト舗装

し、周囲にはフェンスと見切工を設置する計画であること、排水計画は、給油施設と洗車場から出る排水は油水分離層を通して道路側溝へ放流し、余剰雨水は集水桝と敷地内側溝を通じて道路側溝へ排水する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、給油施設の設置計画については浜松市消防局と協議済みであること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 21 ページ、地区「細江」、整理番号 51 番をお願いします。

■■■■■■の畑 4,908 m²について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。申請者は、■■■■■■に本社を置き、■■■■■■を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電事業を行いたく、申請に至ったものでございます。申請地は、■■■■■■に位置する農地です。農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、580W の太陽光パネル 969 枚を設置し、発電能力が 560.02kW とする発電設備を設ける計画であり、配置計画から見て、転用面積は適当と思われま。雨水に関しては、自然浸透に加え、申請地の周囲には土側溝とフェンスを設置する計画であることから周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、中部電力との接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 24 ページ、地区「中瀬」、整理番号 67 番をお願いします。

■■■■■■の畑 21,106.32 m²で駐車場、車両置場、緑地、沈砂池、通路を設けたいという申請でございます。申請者は、■■■■■■に拠点を置き、■■■■■■を営む法人と■■■■■■に拠点を置き、■■■■■■を営む法人です。■■■■■■に拠点を置く法人は、第一に、本年からトラックドライバーの時間外労働の規制が厳格化されることに伴い、本申請地を中継地点として、他業者と連携した輸送を実現するため、第二に、新東名高速道路浜松浜北 IC 付近に物流拠点を置くことで、道路の整備状況が東名高速道路よりも優れている新東名高速道路を利用してほしいという顧客からの要望に応えるため本申請に至りました。■■■■■■に拠点を置く法人は、整備した中古車両を愛知・静岡両県内の店舗に効率よく輸送するために、新東名高速道路浜松浜北 IC 付近に車両置場を用意する必要があるため、本申請に至りました。

申請地は、■■■■■■に位置する農地で、農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、大型自動車 44 台用の駐車場と整備車両 200 台用の車両置場、緑地、沈砂池、通路を設ける計画であり、配置計画から見て、転用面積は妥当と思われま。

申請地の周囲には見切壁や緑地を設ける計画であること、雨水は貯水池や浸透桝を設ける計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものでありま

す。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

- 議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。
- 松 澤 中央地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。
- 渡 瀬 蒲・和田・長上地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。中ノ町・笠井区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。続いて、積志地区調査会の平尾委員が欠席しておりますので、私からご報告いたします。積志地区調査会で審議した結果、特に問題がないとの報告を受けています。続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。
- 加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。
- 江 間 湖東地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。
- 中 村 庄内地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員が欠席しておりますので、私からご報告いたします。篠原・舞阪地区調査会で審議した結果、特に問題がないとの報告を受けています。
- 足 立 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。
- 足 立 24番から27番ですけれども、ちょっと聞きたいのですが、24番ですが田んぼが1,000㎡以上ですけれども、盛土法に以前であるとかかるのですけれども、今回盛土法が改正になったとのことで、これは良いとなったのですが、改正点について教えてもらえますか。
- 議 長 事務局説明をお願いします。
- 吉 山 盛土法の改正はないと思います。
- 足 立 いや、そうすると1,000㎡以上なので盛土法にかかるんじゃないですか。
- 吉 山 1,000㎡以上であっても、盛土部分の高さが50cm未満であれば盛土にかからない、計算式に入れないことになるものであったかと思います。
- 足 立 平均50cmですか。均して、どうしたって多いところと少ないところあるものですか、均して50cmですか。
- 吉 山 50cmとかの基準を超えるところの面積を計算する形です。
- 足 立 それは今初めて聞いたのですが、当初は1,000㎡以上または1,000㎡以上、どちらかであれば対象になるということで私は聞いていたのですが、今回変更になったということですか。
- 吉 山 元々高さの基準がありまして、ある程度は算定の数字に入れないことになっています。

足 立 いや、説明がちょっと違うんですね。ここのところの説明では 30 cmから 70 cmの盛土をすると、1,000 m²以上の水田ですので、盛土法にかかるのでは、と言ったら、盛土法の適用外、変わったものと説明があったんです。変わってないですか、盛土法は。

吉 山 変わってないと思います。

足 立 間違いないですか。間違いないですね。

吉 山 再度確認はしますが、大きく変わったというのは聞いていません。

足 立 もう一度聞きますが、盛土法について説明をしていただけませんか。この次で結構ですので。

吉 山 分かりました。調査会でもよいでしょうか。

足 立 どちらでも良いです。よろしくお願いします。

議 長 足立さんよろしいですか。

足 立 ちょっと私の説明受けたものとニュアンスが違っていたものですから、私は 1,000 m²以上と 1,000 m²と両方あったものですから、いずれかにかかれば盛土法にかけると、そういう風に理解していたものですから、今回は土の量か面積かではなくて、平均してどうのこうのと言っているものですから、また盛ってあるのが 50 cm以上のどうのこうのつてのいうのは、違うんですね、考え方が。ですから、これは 1,000 m²以上ですから盛土法にかけると、碎石敷き自然浸透ですから盛土法にかけると私は思っていたものですから、そうじゃないらしいですけど、そこらへんのところが今までの説明と、今回説明を受けた解釈とちょっとニアミスがあるものですから、次にしっかりしたいものですから、そこら辺の資料の提出をお願いします。

議 長 事務局、もう一度確認ですが、制度的にこの件につきましては、問題ないということで進めているわけですね。

吉 山 はい。事業者の方から盛土条例にかからないと聞いていますので。今回の案件につきましては。

足 立 事業者は盛土にかかりたくないもんでって設計してきてるもんで、そんなかかりたくないのは当たり前。審査する方が、これは盛土にかかるかどうか判定しないと、申請する方がかかりたくないでって出してきたのを、事業者が言ったのを信用しちゃだめだよ。やっぱり現場はそうなるってなら判定しないと。

吉 山 事業者の言い分を鵜呑みにしているわけではなく、事業者が県の盛土対策課と調整をした記録をもらっているものですから、県でかからないという回答をいただいていると認識しています。

足 立 県の方からこれは盛土法にかからないっていうのをもらっているわけですね。

吉 山 もらっていると思いますが、確認します。

足 立 わかりました。

吉 山 昨年盛土条例が始まった時に、調査会で資料をお配りさせていただいていますが、改めてご説明させていただきたいと思います。

議 長 足立委員、よろしいですか。

足 立 はい。

議 長 それでは、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴 田 河輪・五島・白脇地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員が欠席しておりますので、私からご報告いたします。三方原地区調査会で審議した結果、特に問題がないとの報告を受けています。

岡 本 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

議 長 都田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

山 中 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

議 長 細江地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

杉 山 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

議 長 引佐地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

後 藤 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

三ヶ日地区ですが、台風により短時間で 100 mm以上の雨が降り、町内では道路が何か所か崩壊し、また、河川も間知ブロックが崩れた箇所が数十か所あるということで、今回、XXXXXXXXXXがその残土と材料、間知ブロックを置く資材置き場が欲しいということで、一時転用で6か月ということで、6か月後には農地に戻してみかんを植えるということで、調査会では問題ないと判断いたしました。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中 安 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議しましたが、事務局説明にもありましたように、67番でございますが、20,000 m²を超える自動車運送業の2024年問題、まさにその対応策としての申請であります。面積が大きいものですから、地元の調査員にもよく確認しました。基本的には、砂利採取を行った後の土地でして、耕作の上でいろいろな支障のある土地であるということもあって、調査会では問題ないということになりました。これは、個別具体的な案件の対応でございますので、この案件についてはそういうことであります。それ以外は問題ありません。以上です。

議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水 崎 春野地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。太陽光発電ということで、規模は小さいですが、先ほどから上がっているように1時間当たり1,000 mmぐらい降ると、下に主要道路があるものですから、その部分は大丈夫かということで事務局サイドからも打診してもらいましたが、農業委員会の納得のいく形の中で進めていくということですから、問題なしとしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(森島委員、挙手)

議 長 森島委員。

森 島 改めて 2024 年問題、運送業の拠点確保についての議論をしたいと思います。都田でも今日案件がございましたが、私どもの浜松浜北 IC 周辺には、引き続き様々な開発の動きがあると承知しています。事務局の皆さま方の丸印の説明案件の中で、周辺の農業に支障がないということがよく言われます。私は、今度の 2024 年問題の議論に関しまして、一人でも離農の憂き目にあうような開発は許さないと考えています。そういうことがあってはならない、そのために農業委員会がいかに機能するか、ということが問われているというふうに考えています。このことについては、回答は結構です。所感だけ述べさせていただきます。

議 長 その他ございますでしょうか。

(質疑なし)

議 長 それでは、採決いたします。第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

次に、第 4 号議案「非農地証明について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 27 ページをご覧ください。第 4 号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。

加 藤 今月の申請案件は、地区「都田」、整理番号 1 番外 2 件でございます。

地区「都田」、整理番号 1 番の申請地は昭和 57 年頃に自己用住宅が建築され、宅地利用されているものです。

地区「引佐」、整理番号 2 番の申請地は、耕作困難のため、昭和 20 年頃に植林されたものです。

地区「春野」、整理番号 3 番の申請地は昭和 37 年頃に住宅が建築され、宅地利用されているものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 4 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 5 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 29 ページをご覧ください。第 5 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」でございます。担当から説明いたします。

縣 相続税の納税が猶予される「相続税の納税猶予の特例」の適用を受けるためには、被相

続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、また、相続人が相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業を開始し、その後も引き続き農業を行うと認められることを、農業委員会が証明する必要がある、これが適格者証明でございます。

今月の申請案件は、地区「飯田」、整理番号1番、1件でございます。

被相続人は、令和5年5月6日に亡くなられた、■■■■■さんです。相続人は、■■■■■で被相続人と同居されていた子の■■■■■さん75歳で、会社役員の傍ら今回の申請地で農業をされています。

申請地は、■■■■■外1筆の畑715.5㎡です。

令和6年1月に現地調査を実施し、その結果、ハクサイやタマネギ、サトイモなどが耕作され、農地として適正に管理がされていることを確認しております。

また、申請者から聴取したところ、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、申請者に今後も引続き農業を行っていく意思があることを確認しましたので、相続税納税猶予の適格者証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
次に、第6号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。
事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案31ページをご覧ください。第6号議案「農用地利用集積計画の決定について」でございます。担当から説明いたします。

刑 部 それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。
法改正前の制度である、令和5年度第10回浜松市農用地利用集積計画案でございます。

公告予定は令和6年1月19日となります。

2枚めくって頂きまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計216筆、194,690.37㎡の内訳でございます。

今月は、笠井地区での2筆をはじめとして、計20地区での利用権設定を予定しております。

その次の1ページから利用権設定明細が掲載されております。

1ページから25ページは相對契約及び中間管理事業における貸借によるもの、27ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

7ページの14番から8ページの19番をご覧ください。■■■■■さんです。浜名区都田町の■■■■■さんのもとで農業を学び、今回の申請にいたしました。■■■■■

外 5 筆の畑、計 4,353 m²を借り受け、ぶどうの栽培を予定しております。

次に、7 ページの 1 番から 13 番、15 ページから 25 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 40 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、公社が県知事に事前に協議し、同意を受けたものについて農用地利用集積計画により同時に成立するもので、備考欄に配分先を記載してあります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

なお、今月は法改正後の制度である農用地利用集積等促進計画の案件はございません。説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(委員の補足説明なし)

議 長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、報告事項の第 1 号から第 6 号までを、事務局から報告をお願いします。

齋 藤 議案 33 ページをご覧ください。今月の報告事項は一覧のとおりでございます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、その他の委員の皆さまから、活動を通して何かありましたらお願いいたします。推進委員の皆さまからも質問を受け付けていますのでよろしくをお願いします。

(報告なし)

議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

局 長 ・農業会議情報について

齋 藤 ・西部地区農業委員会研修会

日時 令和 6 年 1 月 29 日(月) 午後 1 時 30 分から

場所 可美公園総合センター ホール

齋 藤 ・令和 6 年第 2 回農業委員会総会

日時 令和 6 年 2 月 15 日(木) 午後 2 時 30 分から

場所 みをつくし文化センター 2 階 大研修室

齋 藤 ・令和 6 年農業委員会会議予定

齋 藤 ・新年親睦会について

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 1 回浜松市農業委員会総

会を閉会といたします。

閉会時間 午後 4 時 25 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 6 年 2 月 15 日(木)

会 長 松島 好則

委 員 加茂 龍雄

委 員 江間 栄作